10月から健康保険制度が変わりました

近年の急速な少子高齢化社会の進展の中にあって、医療保険制度を将来にわたり安定的に持続できるようにするため、新たな高齢者医療制度の創設などを柱とする健康保険や医療制度の改正が行われました。

今号では、平成18年10月から実施された改正の主なポイントについてお知らせいたします。なお、引き続き平成19年4月と平成20年4月にも順次実施される予定となっています。

70歳未満の人の 「自己負担限度額」が変わりました

1カ月に自己負担する医療費が限度額を超えると、その超過分が「高額療養費」としてあとから支給されます。

この限度額は70歳未満の人と70歳以上の人で負担内容が異なりますが、 それぞれ見直しが行われました。



●70歳未満の人の自己負担限度額の見直し

	改正前	平成18年10月から
一定以上の所得がある人 (注 1)	139,800円+(医療費-466,000円)×1%	150,000円+(医療費-500,000円)×1%
多数該当の場合 (注 2)	77,700円	83,400円
一般の人	72,300円+(医療費-241,000円)×1%	80,100円+(医療費-267,000円)×1%
多数該当の場合	40,200円	44,400円
住民税非課税の人	35,400円	35,400円 変わりません
多数該当の場合	24,600円	24,600円 変わりません

(注 1)

●「一定以上の所得がある人」の基準は? 受診した月の給与(標準報酬月額)で判断されます。

改正前	平成18年10月から
56万円以上の人	53万円以上の人

(注2)

●「多数該当の場合」とは?

同一世帯で過去1年間に 3回以上高額療養費の支給を受けた場合、4回目から自己負担限度額が引き下がり、医療費の1%の負担もなくなりました。

●差額ベッドなどは自己負担限度額の対象外です

入院時食事療養費や差額ペッド特別室料等は、保険診療の対象とならない。 サービスに支払った費用に当たるため、高額療養費の支給対象とはなりません。

●人工透析が必要で一定以上の所得がある人の自己負担限度額が見直されました

人工透析が必要な人については、低額な自己負担限度額が配慮されていますが、今回の改正では一定以上の所得がある人について見直されました。

	改正前	平成18年10月から
一定以上の所得がある人	10,000円	20,000円

※一般の人は変わりません。

出産育児一時金が 引き上げられました

健康保険では、妊娠85日以上の出産は、生まれてきた赤ちゃんの生死にかかわらず全て出産と認められます。

本人(被保険者)・家族(被扶養者)が 出産した場合に、出産育児一時金が支 給されます。



●出産育児一時金 (本人・家族) 支給額の 見直し

	改正前	平成18年10月から
本人・家族とも	1児につき 300,000円	1児につき 350,000円

埋葬料が 引き下げられました

本人(被保険者)・家族(被扶養者)がなくなった場合に支給される埋葬料の額が、一律5万円に引き下げられました。業務上・通勤途上の事故が原因となる場合は、労災保険が適用となるため支給されませんが、それ以外の場合は死因を問わず健康保険から支給されます。

●埋葬料 (本人・家族) 支給額の見直し

a arasis	改正前	平成18年10月から
本人	標準報酬月額の 1カ月分	50 000TI
家族	100,000円	50,000円

本人が死亡し、埋葬料を受け取る被扶養者がいない場合は、実際に埋葬を行った人に、埋葬料の範囲内で実費が支給されます。

現役並の所得がある70歳以上の高齢者の「自己負担割合」が変わりました

医療機関にかかったとき患者が支払う窓口負担について、現役並の所得がある人の自己負担割合が変わりました。

●現役並の所得がある70歳以上の高齢者の 自己負担割合の引き上げ



「如「本自る可利・職」「同	改正前	平成18年10月から
現役並みの所得がある高齢者 (注3)	2割負担	3割負担
一般の高齢者	1割負担	1割負担 変わりません

(注3)

●「現役並の所得がある高齢者」とは?

70歳以上であっても、現役世代の平均的な課税所得と同程度の課税所得がある人のことです。

具体的には「課税所得145万円以上」「標準報酬月額28万円以上」の人が該当します。

◆新たな高齢者医療制度の創設について◆

現在、健康保険組合の拠出金などで運営されています老人保健制度と退職者医療制度が見直され、平成20年4月から高齢者を対象とした新しい医療制度が創設されることになっています。これに伴なって70歳以上の一般の高齢者の年齢区分が2通りになり、自己負担割合なども見直しが予定されています。

70歳以上の高齢者の「自己負担限度額」が変わりました

70歳以上の高齢者の自己負担割合の引き上げに並行して、自己負担限度額も見直されました。また、70歳以上の高齢者の自己負担限度額は、個人単位(外来のみ)と世帯単位(外来・入院)があります。

●70歳以上の高齢者の自己負担限度額の見直し

	外来	改 正 前 外来·入院(世帯単位)	外来	平成18年10月から
現役並みの所得がある高齢者(注 1)	(個人ごと) 40,200円	72 200m±	(個人ごと) 44,400円	外来·入院(世帯単位) 80,100円+ (医療費-267,000円)×1%
多数該当の場合		40,200円		44,400円
一般の高齢者	12,000円	40,200円	12,000円	44,400円
住民税非課税の高齢者	0.0000	24,600円	8.000円	24,600円 変わりません
所得が一定水準に満たない場合等	8,000円	15,000円	変わりません	15,000円 変わりません

◆新たに現役並み所得者になる高齢者への経過措置◆

公的年金等控除の縮減と老年者控除の廃止に伴ない、新たに現役並み所得者になる70歳以上の高齢者については、 医療費の自己負担割合は3割になりましたが、自己負担限度額については平成18年8月から2年間、一般並みの (44,400円)に据え置かれ負担の軽減が図られます。

医療保険で療養病床に長期入院する70歳以上の高齢者の 「食費」と「居住費」が自己負担になりました

慢性の病気などで療養病床に入院する場合、食費と居住費が新たに自己負担となりました。 介護保険では、すでに平成17年10月から同様の扱いとなっています。

●療養病床に入院する70歳以上の 高齢者の負担の見直し

改正前	平成18年10月から
入院時食事療養費	食費~自己負担
従来は健康保険から	(食材費+調理コスト相当)
給付されていました	42,000円/月
自己負担	居住費~自己負担
(食材費相当)	(光熱水費)
24,000円/月	10,000円/月

●所得に応じた負担の上限があります

食費と居住費の負担額には所得に応じた上限が設けられ、所得が低い人の負担軽減が図られます。この上限は介護保険と同じ水準で設定されています。

住民税非課税世帯	30,000円
年金受給額80万円以下等	22,000円
老齢福祉年金受給者	10,000円

◆食費と居住費の負担額は契約によって決まります◆

食費は42,000円/月、居住費は10,000円/月が平均的な負担額です。実際には患者と病院の契約で決められます。

◆負担の対象外となる患者◆

入院医療の必要性の高い患者(人工呼吸や静脈栄養が必要な患者、四肢麻痺や難病患者)については、従来どおり食材相当のみの負担です。